

全国青年司法書士協議会創立50年を迎えて

2020年2月1日
全国青年司法書士協議会
会長 半田久之

1970年2月1日、静岡県・熱海の地に全国各地の青年司法書士が集い、全国青年司法書士協議会（全青司、当時は全国青年司法書士連絡協議会）が結成された。司法書士制度存亡の危機に直面して結成された全青司は、司法書士は市民社会のためにこそ存在すべきであることを明確に掲げ、その後50年間、市民の権利擁護のため、法制度発展のため、そして社会正義の実現のため、様々な活動を展開し、法律家団体として発展してきた。また、当協議会の活動が、司法書士界においても、司法書士制度を市民のためのものへと発展させる原動力となってきた。全青司が、市民のための法律家団体として発展できたのは、市民の皆様の支えがあったからこそである。

今夏、司法書士法に「司法書士は、この法律の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もつて自由かつ公正な社会の形成に寄与する」との使命が規定される（司法書士法第1条）。

当協議会は、これからの50年も、法律家として、市民の皆様から負託を受けた、この使命を实践するため、不断の努力と弛まぬ情熱をもって、市民の権利擁護と法制度の発展のために、引き続き奮闘することをここに誓う。

以上